



2026年5月12日

各 位

会 社 名 株式会社 佐賀銀行  
代 表 者 名 取締役頭取 坂井 秀明  
本 店 所 在 地 佐賀県佐賀市唐人二丁目 7 番 20 号  
(コード番号：8395 東証プライム 福証)  
問 合 せ 先 総合企画部長 千綿 泰隆  
Tel 0952-25-4553

## 株式報酬型ストック・オプション制度の廃止および 取締役に対する株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当行は、本日開催の取締役会において、当行取締役（監査等委員、社外取締役および国内非居住者を除き、以下「対象取締役」といいます。）の報酬制度の見直しを行い、株式報酬型ストック・オプション制度の廃止および新たに当行株式を報酬として交付する株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議いたしました。

これにより、当行は、本制度の導入に関する議案について2026年6月26日開催予定の第97期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議いたしますので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

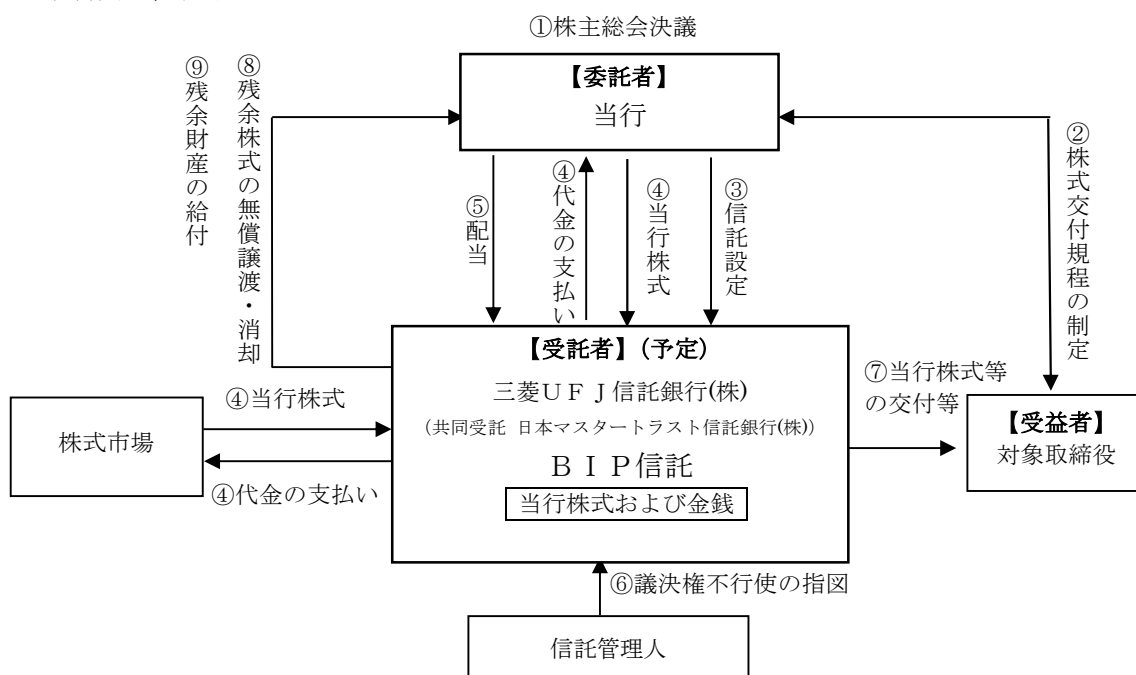
#### 1. 株式報酬型ストック・オプション制度の廃止

本株主総会での本制度の導入に関する議案の承認可決を条件として、2022年6月29日開催の第93期定時株主総会においてご承認いただいております株式報酬型ストック・オプションの報酬枠を廃止し、新たに株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権の付与は行わず、対象取締役に付与済の株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権のうち未行使のものにつきましては、当該対象取締役において権利放棄することとし、株式報酬型ストック・オプションからの移行措置として、放棄した新株予約権の目的となる株式数相当のポイント（下記4.（4）に定める。）を本制度において付与いたします。

#### 2. 本制度の導入について

- （1）当行は、対象取締役の報酬と株式価値との連動性を明確にし、対象取締役が株価の変動によるリターンとリスクを当行株主の皆様と共有することで、中長期的な業績向上への意欲を高めることを目的として、本制度を導入いたします。
- （2）本制度の導入は、本株主総会において、本制度の導入に関する議案の承認を得ることを条件とします。
- （3）本制度は、役員報酬B I P（Board Incentive Plan）信託（以下「B I P信託」といいます。）と称される仕組みを採用します。これは、対象取締役の役位等に応じて、当行株式および当行株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当行株式等」といいます。）を対象取締役に交付または給付（以下「交付等」といいます。）する制度です。
- （4）当行は、役員報酬にかかる手続きの公平性と透明性の強化を図るため、取締役会の諮問機関として、委員全員を独立社外取締役に構成する独立社外役員会議を設置しております。本制度の導入については、独立社外役員会議の審議を経ております。

### 3. 本制度の仕組み



- ① 当行は株主総会において、本制度の導入に関する承認決議を得ます。
- ② 当行は取締役会において、本制度に関する株式交付規程を制定します。
- ③ 当行は、対象取締役に対する報酬の原資となる金銭を拠出し、委託者として受益者要件を満たす対象取締役を受益者とするB I P信託を設定します。
- ④ B I P信託は、信託管理人の指図に従い、③で拠出された金銭を原資として当行株式を株式市場または当行（自己株式処分）から取得します。B I P信託が対象取締役に対する交付等の対象として取得する株式数は①の本株主総会で承認を受けた範囲内とします。
- ⑤ B I P信託内の当行株式に対する配当は、他の当行株式と同様に行われます。
- ⑥ B I P信託内の当行株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
- ⑦ 信託期間中、役位および業績達成度に応じて、対象取締役に対して一定のポイントが付与され、当該ポイントを累積します。一定の受益者要件を満たす対象取締役に対して、退任時に、付与されたポイント数のうち一定割合に相当する当行株式の交付を受け、残りのポイント数に相当する当行株式については、信託契約の定めに従いB I P信託内で換価した上で換価処分金相当額の金銭を受領します。
- ⑧ 信託期間の満了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更および追加信託を行うことにより本制度またはこれと同種のインセンティブ・プランとしてB I P信託を継続するか、B I P信託から当行に当該残余株式を無償譲渡し、取締役会決議により消却を行う予定です。
- ⑨ B I P信託終了時に受益者に分配された後の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の合計額（以下「信託留保金」といいます。）の範囲内で当行に帰属します。また、信託留保金を超過する部分については、当行および対象取締役と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

(注) なお、当行は、対象取締役に対する交付等の対象とする当行株式の取得資金として、当行の株主総会で承認を受けた範囲内で、B I P信託に対し追加で金銭を拠出することがあります。

#### 4. 本制度の内容

##### (1) 本制度の概要

本制度は、当行が拠出する対象取締役の報酬額に相当する金銭を原資として、B I P 信託が当行株式を取得し、B I P 信託を通じて役位等に応じて対象取締役に当行株式等の交付等を行う株式報酬制度です。

##### (2) 信託期間

当初の信託期間は、2026年8月（予定）から2028年8月（予定）までの約2年間とします。ただし、信託期間の満了時において、下記（3）の通り信託期間の延長を行うことがあります。

##### (3) 信託金額およびB I P 信託による当行株式の取得方法

本制度は、中期経営計画の対象となる連続する3年度（以下「対象期間」といいます。）を対象とします。ただし、本年度から実施する対象期間については、現中期経営計画の残存期間である2027年3月31日で終了する事業年度および2028年3月31日で終了する事業年度の2事業年度（以下「当初対象期間」といいます。）とします。

当行は、対象期間毎に拠出する信託金の上限を1事業年度あたり61百万円としたうえで、対象取締役を受益者とする信託期間2年間のB I P 信託を設定します。また、当初対象期間に関して、当行は122百万円を上限とする金員に加えて、株式報酬型ストック・オプションからの移行措置として付与するポイントにかかる株式の取得原資として598百万円（※1）を上限とする金員を、対象取締役への報酬として拠出し、B I P 信託を設定します。

B I P 信託は、信託管理人の指図に従い、信託金を原資として当行株式を株式市場または当行（自己株式処分）から取得します。当行は、対象期間中、対象取締役に対するポイント（下記（4）のとおり。）の付与を行い、退任時に、このポイント数に相当する当行株式等の交付等をB I P 信託から行います。

なお、B I P 信託の信託期間の満了時において、信託契約の変更および追加信託を行うことにより、B I P 信託を継続することがあります。当行は延長された信託期間毎に、株主総会の承認を得た信託金の上限額の範囲内で追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、対象取締役に対するポイントの付与を継続し、B I P 信託は当行株式等の交付等を継続します。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当行株式（対象取締役に付与されたポイントに相当する当行株式で交付等が未了であるものを除く。）および金銭（以下「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等の金額と当行が追加拠出する信託金の合計額は、株主総会で承認を得た範囲内とします。この信託期間の延長は、一度だけに限らず、その後も同様に行うことがあります。

また、信託期間の満了時、それ以降、対象取締役に対するポイント付与は行われませんが、受益者要件を満たす可能性のある対象取締役に対する当行株式等の交付等が完了するまで、一定期間に限り、B I P 信託の信託期間を延長させることがあります。

##### (4) 対象取締役に交付等が行われる当行株式等

信託期間中の毎事業年度終了後の所定の時期に、対象取締役に対して、毎事業年度における役位および中期経営計画における業績目標の達成度等に応じて一定のポイントを付与します。

また、本年度においては、株式報酬型ストック・オプションからの移行措置として、本制度の開始後遅滞なく、本制度導入に伴い株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権を放棄した対象取締役に対して、放棄した新株予約権の目的となる株式数相当のポイントを付与します。

付与したポイントは、毎年累積し、対象取締役の退任時にポイントの累積値（以下「累積ポイント」といいます。）に応じて当行株式等の交付等を行います。

なお、1ポイントにつき当行株式1株とし、当行株式について信託期間中に株式分割・株式併合等が生じた場合には、当行株式の分割比率・併合比率等に応じて、1ポイントあたりの当行株式数およびB I P 信託から交付等が行われる当行株式等の上限株数を調整します。

B I P信託の信託期間中に対象取締役に対して付与されるポイント数の上限は1事業年度あたり26,000ポイント(※2)とし、信託期間中に対象取締役が本信託から交付等を受けることができる当行株式等の数の上限は、当該上限ポイント数に相当する株式数である26,000株とします(以下「上限交付株式数」といいます。)

ただし、本年度においては、かかる1事業年度あたりに付与されるポイントの総数の上限とは別に、株式報酬型ストック・オプションからの移行措置として、対象取締役に対して80,000ポイント(※3)を上限とするポイントを付与します。

なお、上限交付株式数は、上記(3)の信託金の上限を踏まえて、過去の当行の株価水準や動向等を参考に設定しております。現在の当行の取締役に対する報酬支給水準、当行の取締役の員数の動向と今後の見込み、当行の株価水準等から相当であるものと判断しております。

(5) 対象取締役への当行株式等の交付等の方法および時期

受益者要件を満たした対象取締役は、当該対象取締役の退任時に、(4)に基づき算出される累積ポイント数に相当する数の当行株式等の交付等をB I P信託から受けるものとします。このとき、当該対象取締役は、所定の受益権確定手続きを行うことにより、累積ポイント数の70%(単元未満株式は切り捨て)に相当する数の当行株式について交付を受け、残りのポイントに相当する数の当行株式については、B I P信託内で換価したうえで、換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

なお、対象取締役が死亡した場合は、その時点の累積ポイントに応じた当行株式について、そのすべてをB I P信託内で換価処分したうえで、当該対象取締役の相続人がB I P信託から換価処分金相当額の給付を受けるものとします。また、対象取締役が国内非居住者となった場合には、その時点の累積ポイント数に相当する数の当行株式について、そのすべてをB I P信託内で換価処分したうえで、その換価処分金相当額について、B I P信託から給付を受けるものとします。

(6) B I P信託内の当行株式に関する議決権行使

B I P信託内にある当行株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権を行使しないものとします。

(7) B I P信託内の当行株式に係る配当の取扱い

B I P信託内の当行株式にかかる配当は、B I P信託が受領し、B I P信託の信託報酬・信託費用に充当されます。

(8) 信託期間満了時の残余株式および配当金の残余の取扱い

信託期間の満了時に残余株式が生じた場合は、本制度またはこれと同種のインセンティブ・プランとしてB I P信託を継続利用する場合、対象取締役に対する交付等の対象となります。信託期間の満了によりB I P信託を終了する場合には、B I P信託は当行に当該残余株式を無償譲渡した上で、当行はこれを取締役会決議により消却する予定です。

また、信託期間の満了時に生じたB I P信託内の当行株式に係る配当金の残余は、B I P信託を継続利用する場合には株式取得資金として活用されますが、信託期間満了によりB I P信託を終了する場合には、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金を超過する部分について、当行および対象取締役と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

(※1) 当行の株価動向を参考にP B R 1倍相当の株価を目安として設定しております。

(※2) 第96期株主総会以降の当行株価最安値相当を目安として設定しております。

(※3) 従来の株式報酬型ストック・オプションから移行する、対象取締役のポイント数を目安として設定しております。

(ご参考)

【信託契約の内容】

- |           |   |
|-----------|---|
| ① 信託の種類   | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）                   |
| ② 信託の目的   | 対象取締役に対するインセンティブの付与                         |
| ③ 委託者     | 当行  |
| ④ 受託者     | 三菱UFJ信託銀行株式会社<br>（共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社） |
| ⑤ 受益者     | 対象取締役のうち受益者要件を満たす者                          |
| ⑥ 信託管理人   | 当行と利害関係のない第三者                               |
| ⑦ 信託契約日   | 2026年8月（予定）                                 |
| ⑧ 信託の期間   | 2026年8月（予定）～2028年8月（予定）                     |
| ⑨ 制度開始日   | 2026年8月（予定）                                 |
| ⑩ 議決権行使   | 行使しないものとします                                 |
| ⑪ 取得株式の種類 | 当行普通株式                                      |
| ⑫ 信託金の上限額 | 720百万円（予定）（信託報酬・信託費用を含む。）                   |
| ⑬ 株式の取得方法 | 株式市場または当行（自己株式処分）から取得                       |
| ⑭ 帰属権利者   | 当行  |
| ⑮ 残余財産    | 帰属権利者である当行が受領できる残余財産は、信託留保金の範囲内とします。        |

(注) 上記において予定されている時期については、適用法令等に照らして適切な時期に変更されることがあります。

以 上